

◎ 特定処分対象農地等返還届(様式第91号)により返還を受けた当該農地等を処分した場合の届出の例

- 1 農業用施設
- 2 買換え交換又は借換え交換
- 3 再処分経営移譲(やり直し経営移譲)
- 4 住宅(分家住宅)・後継者再処分
- 5 分割移譲
- 6 公衆の保健の用に供する施設
- 7 農家生活の改善に資する施設
- 8 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設
- 9 就業機会の増大に寄与する施設

[各事由共通]

- ◆ (3)欄は、該当する元号の番号を○で囲み、生年月日が1桁の場合は前に「0」を記入すること。
- ◆ (5)欄は、JAの受付年月日を記入すること。
- ◆ (6)欄は、様式第91号のB面(11)欄の事由の中から該当する事由を記入すること。
- ◆ (8)欄は、当事者間の使用収益権の消滅に関する契約書(合意解約書等)により、返還年月日を記入すること。

1 農業用施設への転用した場合の例

- ◆ (17)欄は転用した農業用施設の区分について、該当するものを○で囲み、(18)欄は農業用施設の名称を具体的に、(19)欄は建築物(建築物に限る。)の棟数を1棟、2棟等と、(20)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を、(21)欄は転用した農地等の面積を記入すること。また、(22)欄は農業用施設用地の処分の相手方が譲受後継者であるかどうか該当する番号を○で囲むこと。

92号 1/5
A 面

(様式第92号)
処理コード
5464 01

特定処分対象農地等処分届
(農業用施設用地等返還後の適格な処分)

(1) 経営移譲年金証書の記号番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
(2) 氏名 イサネン クロウ 農年 太郎	
(3) 生年月日 大正 1 昭和 2 2 0 4 0 1	
(4) 住所 郵便番号 1 0 5 8 0 1 0 東京 港区 西新橋1-6-21	
(5) 届出年月日(JA受付年月日) 令和 4 0 1 0 5 0 7	
(6) 特定処分対象農地等返還届B面(11)欄の返還を受けた事由 0-(0)	(7) 特定処分対象農地等面積 0,000 m ²
(8) 返還年月日 平成 3 年 0 1 0 5 0 1 日	(9) 返還を受けた特定処分対象農地等の面積 000 m ²
(10) 返還を受けた特定処分対象農地等を移転又は設定した処分年月日等	
(11) 移転年月日 平成 3 年 0 1 0 5 0 3 日	(12) 移転した農地等の面積 000 m ²
(13) 設定年月日 平成 3 年 0 1 0 5 0 3 日	(14) 設定期間 20年
(15) 設定した農地等の面積 000 m ²	
(農業用施設)	
(17) 農業用施設の区分(該当に○印) 建築物	(18) 名称 農機具収納庫
(19) 棟数 1棟	(20) 建築延べ床面積 105m ²
(21) 所要面積 150m ²	(22) 処分の相手方は譲受後継者で ○ 1 ある 2 ない
・かんがい排水施設	
・農業用道路	
・ため池	
・その他	
合計	
※ JA記入欄 農林漁業団体統一コード 種別 都道府県 団体コード 0 9 9 9 9 9 TEL 99-9999-9999	
★ 記農業者・権限承認欄 農業委員会の住所地符号 都道府県 市区町村コード 9 9 9 9 9 9 TEL 99-9999-8888 届書の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。 令和1年5月7日	
× 基金記入欄	

- ◆ (1)欄は、経営移譲年金証書の記号番号を記入すること。
- ◆ (2)欄は、この届書の内容を本人に代わって記載したときは、必ず、本人に記載内容の確認をさせること。
- ◆ (7)欄は、特定処分対象農地等(経営移譲後、当該経営移譲の相手方に所有権を移転した農地等及び土地収用該当事業など支給停止除外事由に該当した農地等を除く。)の計面積(m²未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。
- ◆ (9)欄は、受給権者が返還を受けた特定処分対象農地等の合計面積(m²未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。
- ◆ 農地等の権利を移転した場合、(11)欄はその権利の移転年月日を、(12)欄はその移転した面積(m²未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。(なお、この場合、返還を受けた農地等の所有権の移転であるときは、(8)欄の返還年月日から1年以内であることが必要。)
- ◆ 農地等の使用収益権を設定した場合、(13)欄はその使用収益権の設定年月日を、(14)欄はその設定期間及び(15)欄はその農地等の面積(m²未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。(なお、この場合、(8)欄の返還年月日から1年以内で、かつ設定期間が10年以上あることが必要。)
- ◆ ※欄は、農林漁業団体統一コードを記入すること(なお、市区町村取扱いのところは種別「6」として当該市区町村の都道府県・市区町村コードを記入すること。)
- ◆ ★欄は、届書を受付けた農業委員会の都道府県・市区町村コードを記入すること。また、必ず確認年月日を記入すること。

上記チェック印を記入してください。

2 買い換え、交換又は借り換え交換した場合の例

◆ (24)欄は代替農地等の提供者の氏名、(25)欄は提供者の住所、(26)欄は提供した代替農地等の面積及び(27)欄は提供した年月日を記入すること。なお、提供者が複数の場合には、提供者ごとに記入すること。

◆ (28)欄は(9)欄の返還を受けた農地等の面積に対する(26)欄の合計面積の割合をパーセントで記入すること(80パーセント以上であることが必要。)
この例では、(9)欄の返還面積を3,800㎡とした。
 $3,900 \div 3,800 = 102$ パーセント

◆ (30)欄は提供を受けた代替農地等を譲受後継者に所有権を移転した年月日を、(31)欄はその面積を記入すること((8)欄の返還年月日から1年以内であることが必要。)

◆ (32)欄は提供を受けた代替農地等を譲受後継者に使用収益権を設定した年月日を、(33)欄はその設定期間を、また、(34)欄には面積を記入すること((8)欄の返還年月日から1年以内であることが必要。)

◆ (35)欄は借換え交換をした場合、□にチェック✓を記入すること。

3 再処分経営移譲(やり直し経営移譲)した場合の届出の例

◆ (36)欄は返還を受けた農地等の処分した内容で該当する番号を○で囲み、(37)欄は第三者に再処分した際に、自留地として残した農地等の合計面積を記入すること。

92号 2/5
B面

〈買換え交換又は借換え交換〉							
(23) 代替農地等(一時的代替農地等)取得・処分状況							
(24) 農地等の提供者 氏名	(25) 住所	(26) 受給権者の取得面積 3,900 ㎡	(27) 取得年月日				
農 農 市 郎	港 区 西 新 橋 1 - 2 - 1		0 : 1 0 : 5 0 : 3				
(28) (26) 欄の合計面積 / (9) 欄の返還を受けた特定処分対象農地等の面積の割合(80%以上)			102 %				
(29) 譲受後継者への処分方法							
(30) 移転年月日	(31) 移転した農地等の面積						
(32) 設定年月日	(33) 設定期間	(34) 設定した農地等の面積					
0 : 1 0 : 5 0 : 4	20 年	3,900 ㎡					
(35) 届出者の申立書(借換え交換のみ)							
<input checked="" type="checkbox"/> 上記(10)欄記載の借換え期間が満了し返還された場合には3ヶ月以内に譲受後継者に適格な処分をすることを申し立てます。							
〈再処分経営移譲〉							
(36) 返還を受け処分した内容(いずれかに○印)							
① 特定処分対象農地等(第二種加算対象農地等)の全部を適格な後継者又は第三者(自留地を除く。)に処分したため(2)に該当する場合を除く。							
② 第二種加算対象農地等の全部を特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。)に処分(自留地を除く。)したため							
(37) 第三者移譲で再処分した内容が縮小の場合の自留地の面積を記載してください。							
〈住宅(分家住宅)・後継者再処分〉							
(38) 再処分対象住宅に居住する者及び住宅の概要	(39) 居住する者の氏名	(40) 届出者との続柄	(41) 建築構造	(42) 棟数	(43) 建築延べ床面積	(44) 再処分住宅地面積	(45) 過去からの累計面積(注1)
	農 年 三 郎	子	木 造 2 階 建	1 棟	105 ㎡	250 ㎡	250 ㎡
(46) 再処分対象住宅地の処分年月日等							
(47) 移転年月日	(48) 移転した農地等の面積						
(49) 設定年月日	(50) 設定期間	(51) 設定した農地等の面積					
0 : 1 0 : 5 0 : 4	20 年	250 ㎡					
(52) 返還を受けた農地等について届出者の所有権に基づく農地等の面積(再処分対象住宅地を除く。)(注2)							
6,700 ㎡		(53) 当初の経営移譲における使用収益権の設定の始期及び終期					
		始期 2 年 月 日					
		終期 3 年 月 日					
		0 : 1 0 : 5 0 : 5					
		1 : 0 0 : 5 0 : 4					
(54) 残余の農地等の処分年月日等							
(55) 移転年月日	(56) 移転した農地等の面積						
(57) 設定年月日	(58) 設定期間(注3)	(59) 設定した農地等の面積					
2 : 6 0 : 4 2 : 7	20 年	6,700 ㎡					

(注1) 過去からの累計面積は10アール以内に限る。
(注2) 届出者の所有権に基づく農地等の面積は30アール以上に限る。
(注3) 設定期間は、10年以上で、かつ(53)欄の終期の年月日を超える期間が定められていること。

4 住宅(分家住宅)・後継者再処分をした場合の届出の例

◆ (39)欄は再処分対象住宅(分家住宅)に居住する直系卑属の氏名を、(40)欄は届出者と居住する者との続柄を、また、(41)欄は建築構造(木造、鉄筋コンクリート等と階数)を、(42)欄は棟数を1棟、2棟と、(43)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその延べ床面積の合計面積)を、(44)欄は再処分対象住宅地(分家住宅)に転用した農地等の面積を、(45)欄は過去に再処分対象住宅地(分家住宅)に転用した農地等がある場合は、それを含めた農地等の累計面積を記入すること。

◆ (47)欄は再処分対象住宅地(分家住宅)にするため権利を移転した年月日((8)欄の返還年月日から1年以内であること。)及び(48)欄はその権利を移転した農地等の面積を記入すること。

◆ (49)欄は再処分対象住宅地(分家住宅)にするため使用収益権を設定した年月日を、(50)欄はその設定期間及び(51)欄はその使用収益権を設定した農地等の面積を記入すること((8)欄の返還年月日から1年以内であること。)

◆ (52)欄は返還を受けた農地等のうち再処分対象住宅地(分家住宅)に転用した農地等の残りの農地等として届出者の所有権のある農地等の面積を記入すること(この場合、届出者の所有権のある農地等が30アール(道南を除く、北海道の区域に住所を有する者にあつては1ヘクタール)以上あることが必要。)

◆ (53)欄は(8)欄の当事者間の使用収益権の消滅させた農地等の使用収益権の「始期」及び「終期」の年月日を記入すること。

◆ (55)欄は(52)欄の残余の農地等の権利を移転した年月日((8)欄の返還年月日から1年以内であること。)及び(56)欄はその権利を移転した農地等の面積を記入すること。

◆ (57)欄は(52)欄の残余の農地等の使用収益権を設定した年月日を、(58)欄はその設定期間及び(59)欄はその使用収益権を設定した農地等の面積を記入すること(なお、この場合の使用収益権の設定期間は10年以上で、かつ、当該(53)欄の返還農地等の終期の年月日を超える年月日が定められていることが必要。)

5 分割移譲

(譲受後継者がサラリーマン後継者等で、農業に常時従事できない場合に、特定処分対象農地等の一定割合の返還を受けて特定譲受者(特定譲受者相当者)に分割移譲する場合)

◆ 使用収益権の移転又は設定をした日の前日における譲受後継者の状況について、(61)欄から(63)欄までの該当する番号を○で囲むこと。また、(64)欄は、返還を受けた日の前日における特定処分対象農地等の合計面積を記入すること。

◆ (65)欄は、届書(64)欄と(9)欄の面積の割合をパーセントで小数点以下を切り捨てて記入すること。なお、(64)欄は、(12)欄と(15)欄との合計面積が(7)欄の特定処分対象農地等の50パーセント以上で、かつ、30アール(道南を除く北海道の区域にあつては1ヘクタール)以上であること(当初、分割移譲による経営移譲者の場合には、この割合は適用されない。)。なお、経営移譲が加算の付かない基本額年金の受給者の場合には、この割合が経営移譲の処分対象農地等の75パーセント以上となるときは、加算付経営移譲年金に該当することとされているので、この届書のほか、「農業者年金経営移譲年金改定事由該当届(様式第93号)」を併せて提出することが必要。

この例では、(7)欄の特定処分対象農地等の面積を16,300㎡とした。

$$12,500 \div 16,300 = 76 \text{パーセント}$$

7 農家生活の改善に資する施設とした場合の例

(譲受後継者が自ら居住するために必要な住宅及び附帯施設に転用する場合)

◆ (71)欄は譲受後継者の氏名を、(72)欄は届出者との続柄を、(73)欄は建築構造を木造2階建等と、(74)欄は建築物の棟数を1棟、2棟と、(75)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を、(76)欄は転用した農地等の面積を記入し、(77)欄は譲受後継者であるかどうか該当する番号を○で囲み、(78)欄は過去に後継者の居住する住宅に転用した農地等がある場合には、今回転用した農地等を含めたその累計面積を記入すること。また、(79)欄は当初の特定処分対象農地等の面積に対する(78)欄の転用した農地等の面積の割合が20パーセント以内であること。

この例では、当初の特定処分対象農地等の面積を15,000㎡とした。

$$300 \div 15,000 = 2 \text{パーセント}$$

92号 3/5

C 面

〈分割移譲〉

(60) (6)欄の事由 1～(7)に該当するときの譲受後継者の状況					
(61) 国民年金第2号被保険者で	<input checked="" type="radio"/> 1 ある	<input type="radio"/> 2 ない	(62) 農業に常時従事して	<input type="radio"/> 1 いる	<input checked="" type="radio"/> 2 いない
(63) 令別表に該当する障害の状態で	<input type="radio"/> 1 ある	<input checked="" type="radio"/> 2 ない	(64) 返還日の前日における特定処分対象農地等の面積	0,000 ㎡	
(65) (6)欄の事由が1～(7)のイに該当する場合の割合(9)欄の面積/(64)欄の面積				76 %	

〈公衆の保健の用に供する施設〉

(66) 施設の区分 (該当する番号に○印)	(67) ↓ 棟 数	(68) ↓ 建築延べ床面積	(69) ↓ 所要 面積
<input checked="" type="radio"/> 1 農業体験施設	1棟	1,200 ㎡	1,500 ㎡
2 市民農園		㎡	㎡
3 特定農地貸付けの用に供された農地		㎡	㎡

〈農家生活の改善に資する施設(後継者住宅)〉

(70) 譲受後継者が自ら居住するために必要な住宅及び附帯施設の概要						
(71) ↓	(72) ↓	(73) ↓	(74) ↓	(75) ↓	(76) ↓	(77) ↓
居住する者の氏名	との続柄	建築構造	棟数	建築延べ床面積	等(転用)面積	譲受後継者で
農年 一郎	子	木造2階建	1棟	125 ㎡	300 ㎡	<input checked="" type="radio"/> 1 ある
(78) (76)欄の住宅等の過去からの累計面積				300 ㎡	(79) (78)欄の面積/当初の特定処分対象農地等面積(20%以内)	
					2 %	

〈主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設〉

(80) 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の概要					
(81) ↓	(82) ↓	(83) ↓	(84) ↓	(85) ↓	(86) ↓
施設の区分	該当に○印	名 称	棟 数	建築延べ床面積	所要 面積
公民館				㎡	㎡
その他の集会所施設				㎡	㎡
公園・広場	<input checked="" type="radio"/>	西新橋地区児童公園		㎡	250 ㎡
集落道				㎡	㎡
下水処理施設				㎡	㎡
その他の公共の用に供する施設					

〈就業機会の増大に寄与する施設〉

(87) 就業機会の増大に寄与する施設の概要					
(88) ↓	(89) ↓	(90) ↓	(91) ↓	(92) ↓	(93) ↓
施設の区分	該当に○印	名 称	棟 数	建築延べ床面積	所要 面積
工場、流通業務施設又は商業施設				㎡	㎡
教養文化施設				㎡	㎡
スポーツ又はレクリエーション施設				㎡	㎡
休養施設	<input checked="" type="radio"/>	ケアハウス西新橋	2棟	2,000 ㎡	3,600 ㎡
宿泊施設				㎡	㎡

6 公衆の保健の用に供する施設とした場合の例

◆ (66)欄は転用した施設について該当する番号を○で囲み、(67)欄は建築物(建築物に限る。)の棟数を1棟、2棟と、(68)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を、また、(69)欄は公衆の保健の用に供した農地等の面積を記入すること。

8 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設とした場合の例

◆ (82)欄は(81)欄の施設のうち該当する欄に○印を付し、(83)欄はその施設の名称を具体的に、また、(84)欄は建築物(建築物に限る。)の棟数を1棟、2棟と、(85)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を、(86)欄は転用した農地等の面積を記入すること。

9 就業機会の増大に寄与する施設とした場合の例

◆ (89)欄は(88)欄の施設のうち該当する欄に○印を付し、(90)欄はその施設の名称を具体的に、また、(91)欄は建築物の棟数を1棟、2棟と、(92)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を、(93)欄は転用した農地等の面積を記入すること。

10 処分の相手方状況の例

◆ (95)欄は権利の移転又は使用収益権の設定をした相手方(第三者)の氏名、(96)欄は生年月日及び(97)欄は住所(相手方が法人である場合は、法人の名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地)を記入すること。

◆ (101)欄は権利の移転又は使用収益権の設定をした後継者の氏名を、(102)欄は生年月日を、(103)欄は住所を、また、(104)欄は届出者との続柄を記入すること。

92号 4/5
D 面

〈処分の相手方状況〉

(94) 返還を受けた特定処分対象農地等の処分の相手方の状況

第 三 者	(95) 氏名 (法人の名称)	(96) 生年月日 (代表者の氏名)	(97) 住 所 (主たる事務所の所在地)	(98) 経営農地等の面積	(99) 特定譲受者(同相当者を含む。)で	(100) 新規参入者で
	年金 治郎	昭和55年1月4日	港区西新橋2-2-1	34,500 m ²	① ある 2 ない	1 ある
				m ²	1 ある 2 ない	1 ある
				m ²	1 ある 2 ない	1 ある

後 継 者	(101) 氏 名	(102) 生 年 月 日	(103) 住 所	(104) 届出者との続柄	(105) いずれかに○及び農業従事期間	(106) 特定譲受者(同相当者を含む。)で
	農年 二郎	昭和 44. 3. 4	港区西新橋1-1-1	子	1 引き続き 年 月 ② 通 算 5年 6月	① ある 2 ない

◆ (98)欄は相手方の譲り受け前の経営農地等の面積を記入し、(99)欄は特定譲受者(特定譲受者相当者)であるかどうか該当する番号を○で囲むこと。また、(100)欄は新規参入者であるときは「1」を○で囲むこと。

◆ (105)欄は後継者の農業従事期間が(11)欄又は(13)欄の日まで引き続き1年以上あるときは、「1」を○で囲み期間を記入すること。また、引き続き1年はないが通算すると3年以上あるときは、「2」を○で囲み期間を記入すること(なお、1ヶ月未満の期間は切り捨てて記入すること。)

◆ (106)欄は特定譲受者(特定譲受者相当者)であるかどうか該当する番号を○で囲むこと。

【参考】 農地等の処分の相手方(第三者)

平成13年の法律改正により、改正前の農業者年金の被保険者が平成14年1月1日にその被保険者の資格を喪失したことに伴い、相手方の要件のうち被保険者が被保険者相当者に改められたこと及び平成13年12月31日以前に加算付経営移譲年金の受給権者が平成14年1月1日以降に使用収益権の設定等する相手方の特定譲受者を特定譲受者相当者と読み替える改正が行われた。

このため、平成14年1月1日以降に加算付経営移譲年金の受給権者となる者の経営移譲の相手方は、次の被保険者相当者などが特定譲受者とされている。

- ① 被保険者相当者
被保険者相当者とは、60歳未満の国民年金第1号被保険者(経営移譲年金の受給権者を除く。)であって、次のアからウに該当する者をいう。
ア 50アール(道南を除く北海道区域は2ヘクタール)以上の農地等(特定農地等を除く。)につき耕作又は養畜の事業を行う者。
イ 30アール以上50アール(道南を除く北海道の区域は1ヘクタール以上2ヘクタール、沖縄県の区域にあっては20アール以上50アール。)未満の農地等(特定農地等を除く。)につき耕作又は養畜の事業を行う者のうち年間農業労働時間が700時間(沖縄県の区域にあっては500時間)要件を満たす者。
ウ 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人(当該法人が事業に供する農地等のすべてが特定農地等である法人を除く。)の組合員、社員又は株主のうち、当該法人の常時従事者(農地法第2条第4項に規定する常時従事をいう。)で、当該法人が経営する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜に事業に定する常時従事をいう。)で、当該法人が経営する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜に事業に供する農地等(当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権を取得することとなる農地等を含む。)の合計面積が50アール(道南を除く北海道区域は2ヘクタール)以上となる者。
- ② 農業に常時従事し、経営移譲を受けた後、前記①のア又はイに該当することとなることが確実と認められる者。
- ③ 農業に常時従事し、国民年金第2号被保険者である40歳未満の農地所有適格法人の組合員、社員又は株主である者。
- ④ 特定短期被用者年金被保険者(6ヵ月以内に農業者年金の被保険者相当者になることが確実と認められる者。)
- ⑤ 農地中間管理機構、JAなど。

(「平成13年改正法の施行に伴い同法附則による農業者年金給付関係の事務処理上の留意事項」を参照のこと。)